

下妻市教育大綱・教育振興基本計画

知性を基盤に、優れた創造力と豊かな情操
美しい心を持ち、心身共に健全なる風格を備えた人間の形成

平成28年2月

下 妻 市

下妻市教育委員会

はじめに

本市では、平成 20 年 1 月に策定した第 5 次下妻市総合計画に基づき、まちづくりの基本理念と将来像「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎる しもつま～人がいきいきかがやくまち～」の実現に向け各種施策を展開しているところです。

このなかで、教育行政につきましては、人が持つ個性や才能を最大限に発揮できるようにするために、学校教育を充実させ、特色のある学校づくりを進め、家庭や地域における教育力と学習力を育み、新しい文化情報の発信を行い、交流を高め、生涯にわたり「人が生き活きと心豊かに暮らす文化創造都市」を目指して取り組んでいるところでございます。

近年のわが国においては、都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟化する中で、家庭や地域の教育力の問題や、個人が明確な目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前より難しくなりつつあることが指摘されるようになってきました。こうした状況の中で、近年、教育をめぐる、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で課題が指摘されています。

このことから、本市教育委員会では、平成 24 年 3 月に下妻市総合計画の教育・文化分野の部門計画として「下妻市教育振興基本計画」を策定しました。この計画は、下妻市の教育行政の指針となる方向性と施策を示すものであり、新しい時代にふさわしい人材育成の礎となる教育行政を中長期的に推進していくためのものであります。

平成 27 年 4 月に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律では、首長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育基本法第 17 条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定することとなっており、このため教育委員会が先に策定した下妻市教育振興基本計画について、この大綱として一部修正し、「下妻市教育大綱・教育振興基本計画」と改めることとしました。

今後も、時代の変化に対応した教育施策を展開していくために、常に改善を図りながら、施策・事業の充実に努めてまいります。

平成 28 年 2 月

下 妻 市
下妻市教育委員会

目次

はじめに

序論

下妻市教育大綱・教育振興基本計画の基本的事項

1 教育大綱の策定	1
2 教育振興基本計画策定の位置づけ及び趣旨	1
3 教育振興基本計画の対象期間	4

第1章【基本計画】

第1節 下妻市の教育をめぐる現状と課題

1 教育を取り巻く環境の変化	5
（1）少子高齢化社会の進展	5
（2）就学前の子どもの推移	5
（3）児童生徒数の推移	6
2 教育の主要課題	8
（1）教育環境の整備充実	8
（2）幼児教育の充実	8
（3）学校教育の充実	9
（4）生涯学習の振興	10
（5）芸術文化活動の振興	11
（6）家庭教育・地域教育の充実	12
（7）生涯スポーツの充実	13
（8）競技力の向上	14
（9）文化財の保護と活用	15

第2節 教育大綱：基本施策の重点目標

教育大綱	16
基本施策の重点目標	17
重点目標1 学校教育を充実させ、豊かな人間性をもつ子どもの育成を図ります	17
（1）新時代をたくましく生きる知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます	17
（2）生きる力の基礎を育み、幼児の健やかな成長を促します	18
重点目標2 地域の文化を育みスポーツの輪を広げます	19
（1）文化活動の振興と図書館の充実を図ります	19
（2）文化財の保護と活用を図ります	19
（3）健康で活力に満ち、生涯にわたりスポーツが楽しめるまちづくりを推進します	20

重点目標3 家庭や地域の人材の育成を図ります	21
(1) 地域と社会で生涯にわたり学習・教育ができる機会を提供します	21
(2) 家庭や地域で子どもたちの育成を見守ります	22
第2章【実施計画】	
第1節 下妻市の教育目標	23
第2節 学校教育の重点項目と具体的な施策	23
(1) 安全で快適な学校教育環境の整備充実を図ります	23
(2) 安全教育と安全管理に努めます	25
(3) 豊かな学力の向上に努めます	25
(4) 心の教育の推進に努めます	26
(5) 健康・体力の向上に努めます	26
(6) 生徒指導の充実に努めます	26
(7) 幼児教育の充実に努めます	27
(8) 特別支援教育の充実に努めます	27
(9) 教職員の研修の充実に努めます	28
第3節 社会教育の重点施策	29
(1) 生涯学習の推進に努めます	29
(2) 文化活動の推進に努めます	29
(3) 生涯スポーツの推進に努めます	30

序論

下妻市教育大綱・教育振興基本計画の基本的事項

1 教育大綱の策定

平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るため、総合教育会議において首長は教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定することが義務付けられました。

この規定に基づき、策定する教育大綱については、平成24年3月に策定された「下妻市教育振興基本計画」を一部修正し、計画名を「下妻市教育大綱・教育振興基本計画」に改めることとしました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 教育振興基本計画策定の位置づけ及び趣旨

平成18年12月に約60年ぶりに改正された教育基本法において、同法第17条に 国は教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないこと、 地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが新たに追加されました。

この規定に基づき、国は、平成20年7月に教育振興基本計画を策定し、教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえ、今後5年間を通じて目指すべき施策などについて示しました。

県においては、社会の変化や直面している教育課題等を踏まえつつ、教育目標の具現化を目指し、第10次となる新しい教育計画である新「いばらき教育プラン」を策定いたしました。

本計画は、下妻市の教育施策に関する基本的な計画として、また、下妻市教育の基本理念「知性を基盤に、優れた創造力と豊かな情操、美しい心をもち、心身共に健全なる風格を備えた人間の形成」の具現化のための計画として位置づけています。

さらに、第5次下妻市総合計画に示された「人が生き生きと心豊かに暮らす文化創造

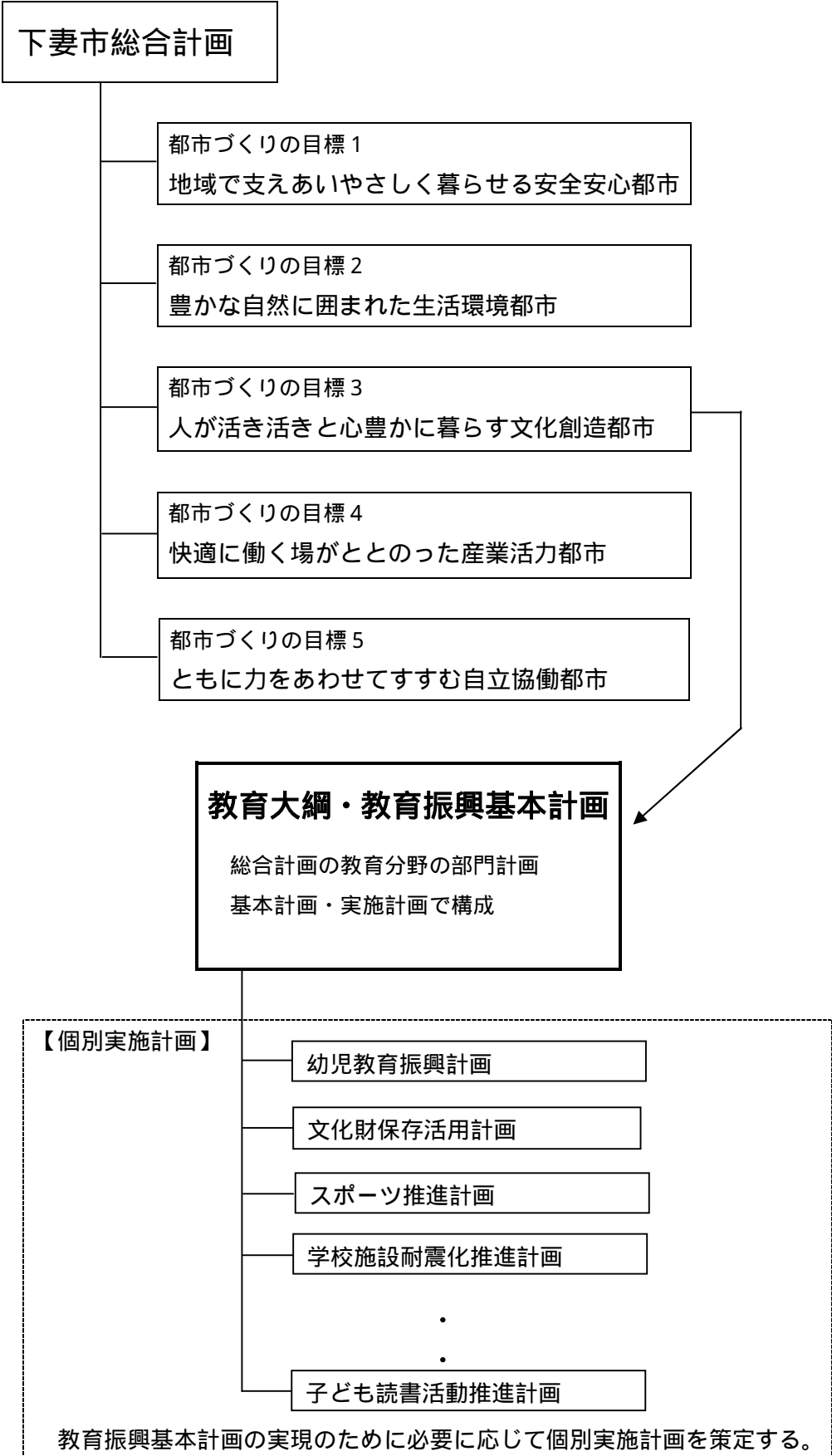
都市を目指して」を指針として、下妻市の教育を一層充実させるため、中期的な取り組みの考え方を示すために策定します。

教育基本法（平成18年法律第12号）第17条

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



3 教育大綱・教育振興基本計画策定の対象期間

本計画は平成27年度を初年度、おおむね5年間の基本計画とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度～
本計画	(策定)	教育振興基本計画			下妻市教育大綱・ 教育振興基本計画		
関連 計画	第5次下妻市総合計画(平成20年～29年度)						
	新しいばき教育プラン(平成23年度～平成27年度)						
	国:教育振興基本計画(平成20年度～24年度)		第2期教育振興基本計画(平成25年度～29年度)				



第1章 【基本計画】

第1節 下妻市の教育をめぐる現状と課題

1 教育を取り巻く環境の変化

(1) 少子高齢化社会の進展

日本における人口構成は、平成17年を境に、人口減少社会に入り、その年齢構成も高齢者の占める割合が他国に例を見ないスピードで急速に増加しています。本市も例外ではなく、平成17年に46,435人であった人口が平成29年の推計人口では、43,000人と見込まれ減少傾向にあります。

少子高齢化や核家族化等の進行とともに、子どもたちの生活体験や自然体験等の機会の減少や、人と人とのつながりが弱まっていることなどから、規範意識や社会性の低下、また、子育てに不安や悩みを持つ親の増加、家庭の教育力の低下が指摘されています。

(2) 就学前の子どもの推移

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要です。幼児一人一人の発達に応じ、集団の中で主に遊びをとおして総合的な指導を行う保育園・幼稚園は、就学前教育の中核としての役割を担っています。

本市の就学前の幼児数は数年横ばいでしたが、平成19年に減少傾向となりました。

本市には公立幼稚園6園、私立幼稚園1園、認定こども園2園、公立保育園が2園、私立保育園が4園配置されています。

就学前の幼児数が減少していくなかで、子どもの幼児期にふさわしい生活を展開するためには、互いに切磋琢磨し、高めあう望ましい幼児集団の確保が、幼稚園・保育園等の小規模園においては困難になってきました。

そして、幼稚園の多くは小規模園であるため、教職員の研修、人事交流が困難となり教育の質の維持向上に支障をきたしています。このような状況を踏まえ、教育委員会では望ましい幼児教育を推進するため平成21年度に「下妻市幼稚園及び小中学校の適正規模適正配置検討委員会」を設置し幼稚園の将来あるべき姿の基本的な考え方及び具体的方策について諮問をし、答申をいただいたところです。今後、この答申に基づき、幼稚園の統合を視野に入れながら、就学前教育を推進していかなければなりません。

答申内容

幼稚園については、園児数が減少している状況や本市における出生率の減少傾向に伴い、現在6園ある公立幼稚園については段階的に統合し将来的には中学校単位に1箇所とする。なお、統合にあたっては認定こども園制度の活用を視野に入れた検討を行う。

(3) 児童生徒数の推移

本市においては、「知性を基盤に、優れた創造力と豊かな情操、美しい心を持ち、心身共に健全なる風格を備えた人間の形成」という教育目標を掲げ、各学校においても、安全教育と安全管理、「確かな学力」の向上、健康・体力の向上等特色ある学校づくりが行われています。

しかし、少子化の影響は深刻であり、近年における社会状況の変化により、これまで以上に学校・家庭・地域の連携を図り、子どもたちが安全に、安心して学べる環境を整備していくことが重要になっています。平成元年以降の児童生徒数の推移をみると、小中学校とも減少傾向にあり、平成元年度と平成26年度を比べると小学校で33.7%減少、中学校では34.3%減少となっています。

本市には、小学校9校、中学校3校がありますが、県の適正規模基準を満たす学校は現在、小学校が3校、中学校が3校です。

適正規模適正配置検討委員会の答申内容は下記のとおりであり、複式学級の学校については、集団活動を通じて学習し、友情を育み、社会生活のために必要なことを学ぶといった学校の集団教育のよさを生かしくくなるため、教育環境の改善を図っていく必要があります。

答申内容

小学校については、2つの学年で1つの学級編制となる複式学級は、学習環境を充実させるためには大きな課題があるので、複式学級の学校については3年をめどに統合の対象とする。その他の学校においては1学年平均15人以下または複式学級ができる年度に、統合の対象とする。

中学校については、下妻中学校が1学年7学級、東部中学校が1学年4学級、千代川中学校が1学年3学級の状況である。3校とも適正規模であり今後の統合については適正規模を下回った場合に改めて検討を行う。(平成23年度答申時点)

資料 市内小中学校の児童生徒数の推移

小学校

学校名	校舎定員 (教室数)	児童数							
		H 元	H10	H20	H23	H26	H28	H30	H32
下妻	1,240(31)	928	720	736	740	692	646	627	614
大宝	520(13)	395	343	273	243	225	224	216	209
騰波ノ江	480(12)	279	181	138	114	111	124	132	132
上妻	760(19)	522	533	447	408	370	344	350	331
総上	520(13)	216	229	180	155	115	111	131	149
豊加美	400(10)	243	203	211	201	169	155	135	146
高道祖	480(12)	323	276	202	208	214	221	213	214
蚕飼	240(6)	103	64	48	40				
宗道	600(15)	334	315	306	308	329	314	294	260
大形	520(13)	305	257	212	206	193	190	185	165
合計	5,760(144)	3,648	3,121	2,753	2,623	2,418	2,329	2,283	2,220

(県の指針である1学年2学級である場合の定員は480人)

中学校

学校名	校舎定員 (教室数)	生徒数							
		H 元	H10	H20	H23	H26	H28	H30	H32
下妻	1,080(27)	923	720	663	640	647	631	570	515
東部	760(19)	645	594	423	414	405	373	383	372
千代川	480(12)	451	358	306	288	274	281	259	255
合計	2,320(58)	2,019	1,672	1,392	1,342	1,326	1,285	1,212	1,142

(県の指針である1学年3学級である場合の定員は360人)

平成28年以降の数值は、平成26年5月1日現在の住民記録台帳をもとに算出した児童生徒見込数です。

2 教育の主要課題

(1) 教育環境の整備充実

市内の学校施設には、建築後30年を経過した施設が多いため、これらの施設や設備の改修を行い、施設・設備水準の確保が課題となっています。すでに、全ての施設の耐震診断を完了し、それに基づき耐震化を計画的に進めています。

また、学校施設と同様、公民館等の社会教育施設をはじめスポーツ施設、文化施設においても、徐々に老朽化が進んできており、今後計画的な施設改修等が求められています。

(2) 幼児教育の充実

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、この時期に行われる教育は、小学校以降における「生きる力」の基礎を培うなど、子どもの心身の健やかな成長を促す上で極めて重要です。

社会環境の急速かつ大きな変化や、人々の意識や価値観の多様化などに伴い、家庭や地域における教育力の低下が指摘されていることから、家庭や地域における教育力の再生、向上を図り、家庭・地域・幼稚園等の三者の教育力を併せ、幼児教育の成果を小学校以降の学習や生活につなげていくことが必要です。

幼稚園等の教員には、子どもの育ちをめぐる環境や親の子育て環境などの変化に対応する力として、幼児の家庭や地域社会における生活及び発達や学びの連続性を保ちつつ教育を展開する力、特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力、小学校等との連携を推進する力などの総合的な力量が求められています。

このようなことから、教員の資質や専門性について研修などを通じた一層の向上を図ることが必要です。

子どもの利益を第一に考え、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな成長を促す教育環境の整備が求められています。



(3) 学校教育の充実

人材は、地域社会の礎であり、これからの変動の激しい時代に本市が発展を遂げ、また、子どもたちが、自らの可能性を開花させ、幸せな人生を送ることができる基礎を培うためには、子どもたちに対する教育の根源をなす学校教育は大変重要です。

これからの子どもたちに求められる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかなからだ」などの「生きる力」を育む教育が必要です。本市では、確かな学力の定着とともに、「知」、「徳」、「体」の調和のとれた児童生徒の育成を目指しています。

各学校では全国学力・学習状況調査や学力診断のためのテスト等を活用して課題を明確にし、指導内容・領域の重点化や指導方法の工夫改善を図ることで、児童生徒一人一人の学力向上に努めます。教育委員会では、学校訪問指導、各種研修会等を通して教師の指導力の向上を図ります。

家庭環境などの複雑な要因を背景に、いじめや不登校など生徒指導上の諸問題はますます多様化しております。本市ではスクールサポートセンターを設置して生徒指導体制及び教育相談体制の充実を図るとともに、学校や関係諸機関と連携を図りながら児童生徒の自立と学校生活への適応を支援します。

豊かな人間性をはぐくむため、道徳教育を充実し、学校・家庭・地域社会が一体となって、生命を尊重する心、規範意識、公共心や思いやりの心を育成します。また、ボランティア活動や奉仕・体験活動などの豊かな体験や読書活動を通して、児童生徒の感性を磨きます。

健康や体力は、たくましく生きるための基本です。本市では、特に食育の推進に力を入れ、平成21年度から3ヵ年にわたり、各中学校区において、文科省の「栄養教諭を中核とした食育推進事業」の委託を受け、学校・家庭・地域の連携を通し、子どもたちの心身の健康をはぐくむための食に関する指導のあり方の研究に取り組みました。今後、この研究成果の継続実践化を図ってまいります。

(4) 生涯学習の振興

市民一人ひとりが、乳幼児期から高齢期の生涯各期において「いつでも、どこでも、だれもが」様々な知識や文化を学び教えあうことができる心豊かな「生涯学習社会」の構築をめざし、学習機会の充実と学習環境を整備し、地域・学校・家庭との連携を図りながら学習した成果を社会に活かす「生涯学習のまちづくり」を実現するために、生涯にわたり学べる学習体系の確立が重要です。

また、市民の高度化・多様化する学習要求に対応するためには、施設の有効活用を含めた生涯学習環境の充実と図書館を拠点とした読書環境の充実が課題となっています。

生涯各期に応じた学習機会の提供状況については、「乳幼児期」、「少年期」、「青年期」、「壮年期」、「高齢期」の各期において単発的に実施している状況であり、相互の連携性や補完性を持たせるなど講座の体系化を図ることが必要です。

学習者の多様なニーズに対応した学習プログラムづくりや個人の能力・技能に応じてステップアップが図られるよう講座内容の充実を図ることが必要です。

乳幼児期、児童期の読書体験がその後の心の発達に大きな意味を持つことから、子どもたちの読書環境の整備は極めて重要です。発達段階に応じたサービス提供体制を確立することが必要です。

(5) 芸術文化活動の振興

個々の心の豊かさを育むことから、芸術文化の果たす役割が、教育や福祉分野まで年々広がっており、社会環境の変化とともに芸術文化に対する新たな課題やニーズが生じています。

また、合併後の新市としての芸術文化団体の一本化が求められ、個々の団体の持つ特性を活かしながら等しく活動できる新たな環境をつくる必要があります。

地域の芸術文化が将来にわたり発展していくために、個人や芸術文化団体が自ら芸術文化活動の質を高め活性化していく取り組みや、子どもたちが芸術文化に触れる機会を拡充する取り組みに支援していく必要があります。



文化祭展示（総合体育館）



ステージ発表会（千代川公民館）

(6) 家庭教育・地域教育の充実

少子高齢化の進展や核家族化による生活スタイルの変容、地域住民のつながりの希薄化等により、教育の原点である家庭や地域社会の教育力は、低下の傾向にあります。そこで、『子どもは「社会の子」として育てよう』の観点から、家庭・地域・学校・企業・行政が連携して、家庭・地域教育力を高め、社会全体で子どもを育てていくことが必要です。

市内公立幼稚園・小学校・中学校において家庭教育学級を開催するとともに全学級生を対象に家庭教育学級中央大会を開催し、情報交換を行っています。今後の活動に役立てていくなど、家庭の教育力の充実に努めていく必要があります。

地域の資源や人材を活用した学習や体験活動等による交流をとおして、人間性豊かで思いやりのある心を持ち備えた自立できる青少年を育成支援するため、地域教育力を高めていくことが必要です。



家庭教育学級中央大会 講演会

(7) 生涯スポーツの充実

高齢化社会の進展や年間労働時間の短縮による自由時間の増大や仕事中心から生活重視へと意識が変化する一方で、科学技術の高度化、情報化の進展により日常生活において体を動かす機会が減少し、体力低下などの健康上の問題が生じています。

健康や体力づくりへの関心が高まるなか、生涯にわたり健康的で明るく活力ある生活を送るため、誰もが体力や年齢、技術、目的に応じて継続的にスポーツに親しむことができる環境を整備していく必要があります。

スポーツ活動の機会充実を図るため、あらゆる年代層で「いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに関われるよう総合型地域スポーツクラブの支援も必要です。

既存のスポーツ施設の機能充実を図るため、競技スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ等利用者のニーズを踏まえ、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるよう施設の改善に努めていく必要があります。

スポーツレクリエーション活動による市民の健康と体力の向上等を図るため、各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催を支援していく必要があります。



はつらつエクササイズ教室

(8) 競技力の向上

本市在住・出身の選手が全国レベルの大会等で活躍することは、市民に夢と希望を与えるとともに、活力ある地域社会の形成に寄与するものです。このような大会で活躍できる競技者の育成・強化を推進するため、指導者の養成、指導技術の向上、各種大会への派遣など競技者の強化活動への支援など競技力の向上につながるスポーツ環境を整備することが必要です。

競技力の向上を図るため、スポーツ関係団体、体育協会、総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団などと連携しながら、競技者を組織的・計画的に育成する指導体制を構築することが必要です。

競技者の育成・強化を行うためには、競技者に対して適切な指導を行うことができる高度な専門的能力を有する指導者の育成・確保が重要です。そのため、各種指導者養成講習会、研修会等への参加を支援し、指導者の育成を推進していくことが必要です。



陸上記録会

(9) 文化財の保存と活用

文化財は、地域の歴史や文化の成り立ちを理解するうえで欠くことの出来ない国民共有の財産であり、文化の向上、発展の基礎をなすものであるため、将来にわたり、適切に保存・伝承することが求められています。

また、その本質的な価値を明らかにし、広く周知することは、地域の文化環境を高めるとともに、市民が地域の理解を深めることが、郷土愛の育成につながるものです。近年は、文化財が、学校教育、生涯学習、観光、まちづくりなどに供する地域資源として重要な役割を担っています。

市内には、後世に伝えていかなければならない有形・無形の文化財や歴史民俗資料、天然記念物など貴重な歴史的資源が数多く残されています。

有形・無形文化財や埋蔵文化財、民俗文化財などの保存・伝承は、近年のめまぐるしい開発や生活様式の変化に伴い、破壊や消滅の危機などの問題を抱えています。こうした文化財に対する理解を深めるための啓発と保護・保存への協力要請など、関係団体との連絡調整や組織作りを推進していく必要があります。

地域の貴重な伝統芸能については、下妻市伝統芸能保存連合会などを中心に、その継承に努めるとともに、文化祭などの発表の場をととして市民への啓発を図っています。現在、会員の高齢化や継承者の問題が出てきており、併せて記録保存の必要性も求められています。



国指定文化財「大宝八幡宮」



国登録文化財「江連用水旧溝宮裏両樋」

第2節 教育大綱：基本施策の重点目標

教育大綱

- 1 学校教育を充実させ、豊かな人間性をもつ子どもの育成を図ります
 - (1) 新時代をたくましく生きる知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます
 - (2) 生きる力の基礎を育み、幼児の健やかな成長を促します
- 2 地域の文化を育みスポーツの輪を広げます
 - (1) 文化活動の振興と図書館の充実を図ります
 - (2) 文化財の保護と活用を図ります
 - (3) 健康で活力に満ち、生涯にわたりスポーツが楽しめるまちづくりを推進します
- 3 家庭や地域の人材の育成を図ります
 - (1) 地域と社会で生涯にわたり学習・教育ができる機会を提供します
 - (2) 家庭や地域で子どもたちの育成を見守ります

基本施策の重点目標

重点目標 1 学校教育を充実させ、豊かな人間性をもつ子どもの育成を図ります

(1) 新時代をたくましく生きる知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます

学校教育環境の整備

安全・安心な学校施設とするために、耐震補強や大規模改修など施設の整備に努めます。また、コンピュータの更新や教育機器、教育備品、図書の整備を図っていきます。

校教育指導の充実

「知・徳・体の調和の取れた幼児・児童生徒の育成」の基本方針のもと、安全な学校、楽しい学校、信頼される学校の実現を目指します。

学校給食の充実

衛生面での管理指導を徹底するとともに、給食内容、調理場の充実に努めるとともに、地元食材の活用を図ります。

通学条件、学校安全対策

通学路の点検・整備の実施、防犯教育の充実、地域との連携により児童生徒が安心して通える学校を目指します。

教職員の支援

「信頼される学校は信頼される教職員から」との考えに立ち、教職員の資質の向上と教職員の円滑な教育活動を支える条件整備に努めます。また、校務支援システムを導入するなどして教職員の業務の効率化を図ることで、教師が児童生徒に向き合える時間を確保します。



パソコン教室（小学校）

(2) 生きる力の基礎を育み、幼児の健やかな成長を促します

幼稚園の運営

幼児期の教育は、生涯学習の出発点であり、人間が一生を通じて成長発達していくなかでも非常に重要であり、子どもの社会性、創造性、自立心を育てていくことができるよう、公立・私立幼稚園ともに支援していきます。

幼稚園教育施設の充実

地域・幼稚園・保育園・小学校が連携しあい、すべての幼児が発達段階に応じた幼児教育を受けることができる幼児教育施設を目指し、公立幼稚園では効率的な運営を図るため、園児数の動向に応じた適正な再編を検討し、計画的な施設・設備・教材の整備を進めます。

幼児教育体制の充実

時代の変化に対応した教育内容や指導方法の改善に努めるとともに、幼稚園が地域の幼児教育センターとしての機能が果たせるように、関係機関・団体と調整を図りつつ、相談体制を確立します。

家庭教育の充実

幼児の豊かな心を育み、感性豊かな人間形成を築き、保護者が家庭での子どもの望ましい成長、発達を支えるため、地域や社会が支援できる環境づくりを構築していきます。



重点目標2 地域の文化を育みスポーツの輪を広げます

(1) 文化活動の振興と図書館の充実を図ります

文化施設

文化活動の拠点施設として、市民文化会館の施設の整備保全に努めます。

芸術・文化行政の推進

各種団体やサークルの育成、鑑賞や発表の場の確保など、市民が芸術・文化に触れ合う機会を創出し、市民の芸術・文化活動を一層促進します。

芸術文化活動、文化団体の支援

芸術文化活動の振興を図るため、文化活動団体や自主活動団体への支援・育成を図ります。

図書館事業の推進

市民に親しまれる生涯学習・情報発信の拠点として、資料及び情報の収集、保存、提供などサービスの充実と向上に努めます。



読み聞かせ（図書館ボランティア）



読み聞かせ（1歳児健診時）

(2) 文化財の保護と活用を図ります

文化財等の収集、保存

歴史的な文化財の発掘及び貴重な資料の収集・保存において、ふるさと博物館の有効活用を図り、市民の貴重な歴史遺産の保護に努めます。

文化財等に対する意識の啓発、保護

文化財指定地域の開発に伴う発掘調査や文化財防火デーなどをおして、市民の文化財に対する関心と保護意識の高揚を図ります。

伝統文化・芸能の振興

地域に伝承されてきた伝統文化や芸能など、文化資源の総合的な把握に努め、その活動団体への支援や地域イベントへの出演などの多面的な活用によって、地域文化の振興を図ります。

博物館事業の推進

市に関わる人々の生活や文化に関する歴史、考古、美術、文学、民俗等の資料を収集、保管及び展示をし、市民の方々に郷土の歴史を学ぶ場を提供します。

(3) 健康で活力に満ち、生涯にわたりスポーツが楽しめるまちづくりを推進します

社会体育施設の整備・改修及び有効活用

老朽化した施設の計画的な改修整備を図ります。また、市民のスポーツニーズに応えられるような既存施設の有効活用を図るとともに、学校体育施設の開放を推進し、生涯スポーツの場を提供します。

生涯スポーツの普及推進

スポーツ推進計画を策定し、市民の多様なスポーツニーズに対応したスポーツ環境を整備し、「いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに関われる生涯スポーツ社会の形成に努めます。

スポーツイベントや教室等の内容を検討し、体力や年齢に応じた生涯スポーツ機会の提供に努めます。特に健康維持や体力増進を目的とした高齢者スポーツの普及を推進します。

指導者の養成と指導体制の確立

スポーツ指導者の養成と資質向上を図るとともに、多様なニーズに対応できる指導体制を確立します。

スポーツ団体の育成支援

体育協会やスポーツ少年団などスポーツ団体の組織の強化充実を図るとともに、生涯スポーツ社会形成の核となる総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。



スポーツ少年団・駅伝大会

重点目標3 家庭や地域の人材の育成を図ります

(1) 地域と社会で生涯にわたり学習・教育ができる機会を提供します

生涯学習活動の推進

市民が生き生きとした生活を送れるよう、多様な学習ニーズを捉え、市民一人ひとりのライフステージに応じた様々な学習や要望に応えられるよう、施設の連携を強化し、生涯学習推進体制の整備を図ります。

生涯学習の推進に向けて、市民一人ひとりの意識の向上を図ることや学習情報の積極的な提供を図ります。

社会教育の充実

公民館をはじめとした社会教育施設での講座等について、ライフステージに応じた社会教育事業や市民のニーズに対応した講座等の充実に努めます。また、市民が積極的に参画する体制を確立し、幅広い人々のコミュニケーションの場となるよう、施設の整備拡充や維持補修を図っていきます。

公民館等で開催される各種講座の指導者にふさわしい地域の人々を発掘し、ボランティアによる講師登録制度等を活用し、その専門知識・技術の有効利用を図ります。

社会教育団体に対しては、その自主性・主体性を尊重しながら、組織強化のための支援を行います。

家庭教育学級の充実など、家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

広く人々の人権意識の高揚を図るため、人権に関する学習機会の充実に努めます。



文学講座



パソコン教室

(2) 家庭や地域で子どもたちの育成を見守ります

推進体制の充実

地域、家庭、学校、関係機関・団体などとの連携を強化し、地域ぐるみでの青少年健全育成推進体制の確立に努めます。

青少年育成事業

家庭や地域が果たす役割の重要性を再認識し、家庭・学校・地域が一体となって青少年の健全育成に努めるとともに、青少年が思いやりの心や豊かな人間性を育むことができるよう事業を推進します。

青少年団体の育成・支援

子ども会育成会、スポーツ少年団、高校生会などの青少年団体の育成・支援を推進します。

また、青少年を育てる下妻市民の会など、青少年の健全育成に取り組む団体を支援します。

第2章【実施計画】

第1節 下妻市の教育目標

知性を基盤に、優れた創造力と豊かな情操、美しい心を持ち、心身共に健全なる風格を備えた人間の形成

第2節 学校教育の重点と具体的な施策

(1) 安全で快適な学校教育環境の整備充実を図ります。

児童生徒及び地域住民の安全確保のため、計画的に学校施設の耐震化を進めます。学校施設には、耐震新基準前の昭和56年前建築の校舎等が多いため下妻市学校施設耐震化推進計画により優先度の高い学校施設より順に耐震化を進めています。

耐震化工事の際には、併せて大規模改修を行い老朽箇所の再生整備をおこないますが、新基準以降建築の学校についても老朽化が進んでいるため、併せて計画的な大規模改修が課題となっています。



大宝小学校 教室内に設置された耐震ブレース

耐震補強計画実施予定（実施年度順）					耐震化率				
					小・中合算		小のみ		時点
	学校名	施設区分	IS 値	工事年度	率	棟数	率	棟数	
1	下妻小	体育館	0.09	H22	59.2%	29/49	58.6%	17/29	H22 末
2	総上小	体育館	0.13	H22					
3	上妻小	体育館	0.11	H23	70.8%	34/48	69.0%	20/29	H23 末
4	騰波ノ江小	体育館	0.34	H23					
5	宗道小	体育館	0.41	H23					
6	豊加美小	体育館	0.46	H24	75.0%	36/48	75.9%	22/29	H24 末
7	大宝小	校舎	0.58	H24					
8	下妻小	校舎(南棟)	0.47	H25	82.2%	37/45	88.5%	23/26	H25 末
9	騰波ノ江小	校舎	0.46	H25					
10	下妻小	校舎(北棟)	0.60	H26	88.9%	40/45	100%	26/26	H26 末
11	上妻小	校舎	0.59	H26					
12	高道祖小	校舎	0.60	H26					
13	下妻中	校舎改築	0.32	H28 以降					



下妻小学校 耐震補強・大規模改修工事



豊加美小学校体育館(改修後)

(2) 安全教育と安全管理に努めます。

安全教育の推進

安全管理体制の充実

幼児・児童生徒の安全教育を推進し、一人一人が危険に気付き、的確な判断のもと、適切に対処し、いつでもどこでも安全な行動のとれる幼児・児童生徒の育成を目指します。

また、施設整備の安全管理の徹底、火事、地震、不審者侵入等を想定した避難訓練、保護者・地域・関係諸機関との連携の強化等を通して、各校の安全管理体制の充実を図ります。

- ・「下妻市キッズセーフティーマップ」の活用
- ・様々な状況を想定した避難訓練の実施
- ・警察署、消防署、下妻市防犯ボランティアパトロールとの連携
- ・「子どもを守る110番」及び緊急通報システムの周知徹底
- ・栄養教諭を中核とした食育推進事業の推進
- ・業間の時間を活用した健康・体力づくり



(3) 「確かな学力」の向上に努めます。

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力の育成

学習意欲の向上

新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導法の工夫改善を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得及びそれらを活用した思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上を目指します。

また、少人数指導の工夫やALT、小学校サイエンスサポーター等の配置により個に応じた指導を充実させるとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努めます。

- ・少人数指導（TT、習熟度別学習）等による個に応じた指導の工夫
- ・電子黒板やデジタル教科書などICTの積極的な活用
- ・全国学力・学習状況調査、学力診断のためのテスト等の積極的な活用
- ・ALTや小学校サイエンスサポーター等の効果的な活用
- ・家庭学習の習慣化と充実
- ・外国語活動における教材の効果的な活用及び評価の在り方に関する実践研究事業の推進



ALTによる授業風景

(4) 心の教育の推進に努めます。

道徳教育の充実

豊かな体験活動の重視

幼児・児童生徒の豊かな心を育むため、道徳教育を充実させ、学校・家庭・地域社会が一体となって、自他の生命の尊重、善悪の判断などの規範意識、公共心や他人をおもいやる心の育成を図ります。

また、ボランティア活動や奉仕、体験活動などの豊かな体験や読書活動を通して、幼児・児童生徒の感性を磨きます。

- ・道徳の時間の確保と事業の充実
- ・「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」など、読書活動の推進
- ・マナーアップ運動の推進
- ・人権尊重の教育の充実
- ・下妻市豊かな心育成推進協議会の改善と充実
- ・異年齢、地域の人々との交流、ボランティア活動や奉仕活動などの充実

(5) 健康・体力の向上に努めます。

体位・体力の向上

望ましい食習慣の育成

健康と体力は、明るく豊かで活力ある生活を営むための基本です。学校体育では、生涯スポーツの基礎を培う児童生徒の体力向上を重視し、学校教育全体を通して体育・スポーツ活動に親しませ、その習慣化に努めます。

また、心身の健康の保持増進のため、心身の成長発達についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動を選択する力を養うとともに、食育の推進に努めます。

- ・体育、保健体育の時間の充実
- ・業間の時間等を活用した健康・体力づくり
- ・「元気アップハンドブック」「食生活を考えよう」の有効活用
- ・食育の推進と給食の充実
- ・スポーツチャレンジへの積極的参加
- ・学校保健委員会の活性化

(6) 生徒指導の充実に努めます。

基本的な生活習慣の確立と規範意識の醸成

不登校やいじめ、暴力行為等の未然防止と早期発見・早期対応

児童会活動や生徒会活動における自治的活動と積極的な生徒指導を推進し、基本的な生活習慣の確立と規範意識の醸成を図るとともに、心の居場所づくりに努

めます。

また、学校、スクールサポートセンター、関係諸機関の連携や教育相談体制の充実を通して、不登校やいじめ、暴力行為等の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

- ・児童生徒の自治的活動と積極的な生徒指導の推進
- ・スクールサポートセンターを中核とした支援体制の充実
- ・生徒指導ネットワーク会議、学校警察連絡協議会等における学校・関係諸機関の連携の強化
- ・スクールカウンセラーや生徒指導相談員を活用した教育相談体制の充実

(7) 幼児教育の充実に努めます。

家庭との連携を図りながら、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実
一人一人のよさや可能性を伸ばす評価の充実

幼児教育の重要性を十分認識し、幼児期の発達の特性に配慮し、幼児の主体的な活動としての「遊び」を通した総合的な指導と一人一人のよさや可能性を伸ばす評価の充実に努めます。

また、体力の低下等の今日的問題に留意し、人との温かなかわりや身近な自然の中で伸び伸びと遊ぶことを通して、体の諸機能の発達を促し体力向上を図るとともに、道徳性、表現力等の人間性、社会性の基礎を培う指導に努めます。

- ・幼稚園教育目標の理解に立つ教育の推進
- ・幼児期の発達の特性に関する研修の充実
- ・遊びを通した道徳性、表現力の育成
- ・主体的な活動を引き出す環境育成
- ・保幼小連携に立つ幼児教育の推進
- ・預かり保育の充実



(8) 特別支援教育の充実に努めます。

特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備
配慮を要する児童生徒に対する支援の充実

特別支援教育の重要性を十分認識し、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた適切な支援に努めます。

また、通常の学級に在籍しているLD(1)、ADHD(2)、高機能自閉症等の児童生徒に適切に支援します。

- ・個別の指導計画と個別の支援計画の作成
- ・特別支援学級及び通級指導教室における支援の充実
- ・ユニバーサルデザインを生かした授業づくり

- ・就学指導委員会の充実
- ・特別支援学校、教育研修センター等関係機関等との積極的な連携
- ・発達障害等に関する研修の充実

(1) 学習障害 (LD) の定義 < Learning Disabilities >

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(平成 11 年 7 月の「学習障害児に対する指導について (報告)」より抜粋)

(2) 注意欠陥 / 多動性障害 (ADHD) の定義 < Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder >

ADHD とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び / 又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7 歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成 15 年 3 月の「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)」参考資料より抜粋)

(9) 教職員の研修の充実に努めます。

信頼される、質の高い教師の育成

各種研修講座の実施及び効果的運用

校務の軽量化

学校の教育力を高め信頼される学校づくりの推進には、教えるプロとしての教職員の指導力を育成することが重要です。そのため、次のような研修を通じて教職員の指導力の向上に努めます。

教職員に授業研究の時間や児童生徒一人一人に向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図っていくことができるよう教職員の校務の軽量化を図っていきます。

- ・授業改善のための研究と実践を通じた指導技術の向上
- ・教育課題に関する研修講座の充実
- ・研究推進委員による市の教育課題の究明
- ・小学校外国語活動サポーター及び A L T の積極的活用
- ・校務の IT 化
- ・事務手続きの効率化・簡素化の推進
- ・外部人材の活用

第3節 社会教育の重点施策

(1) 生涯学習の推進に努めます。

社会構造の変化と価値観の多様化のなかで、多くの市民は、時代に対応した知識や技術の習得など、自己実現に大きな意欲をもっています。そこで、市民が生涯にわたり、学び続けられるよう学習の機会や情報を提供し、自主的学習活動を支援します。また、次代を担う子どもたちを安心して健やかに育てるために、家庭・地域教育力の向上を図り、社会全体での連携の強化に努めます。

生涯学習における、望ましい社会教育の在り方について、各種関係団体と連携を図りながら、その充実に努めます。

下妻公民館・千代川公民館・大宝公民館・各地区センター・ふるさと博物館・図書館を有効的に利用し、生涯学習の拠点として市民が活用できるよう推進します。

生涯学習推進のためには、健全な家庭が基本であります。そこで、望ましい親のあり方を学ぶため、市内全ての公立幼稚園、小学校、中学校で家庭教育学級を実施します。

青少年の健全育成につきましては、青少年センター事業を充実させるとともに関係団体と連携を図り、活動を推進します。

青龍楽校など、子どもたちの学校外での体験活動を推進します。

市民の生涯学習意識の高揚とまちづくりの振興を図るため、市役所の各課の職員が身につけた専門知識を研修会や学習の場にお届けする「下妻市生き生き出前講座」を実施します。

各種の学習機会等を通して、人権問題についての理解と人権教育の推進に努めます。

(2) 文化活動の推進に努めます。

市民の意欲的な創作活動や市民主体の芸術文化事業を推奨・支援し、芸術文化団体と芸術文化を次世代につなぐことのできる人材の育成に努めます。

豊かな心を育むため、文化祭の開催や文化財の保護・保存・活用に努めます。

各種社会教育団体の育成に努めます。

文化活動の場として、文化会館の有効な活用を図ります。

(3) 生涯スポーツの推進に努めます。

スポーツは、心身の健全な発達を促し、人々が生涯をとおして健康で生きがいのある生活を送る上で重要な役割を担っています。そこで、スポーツ推進計画の方針に基づき、健康で活力に満ち、生涯にわたりスポーツが楽しめるまちづくりを推進します。

市民が、個性やライフステージに応じて参加できるスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供することに努めます。

市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点である体育施設の整備・改修を図るとともに、その有効利用に努めます。

スポーツ・レクリエーションの普及・振興を目的とする団体や地域におけるスポーツ活動を実践する団体の育成に努めます。

市民に、スポーツの知識や技術を正確に伝達できる優れた指導者の育成に努めます。

市民のスポーツに対する興味や関心を高め、実践への意欲を喚起するために各種大会や教室・イベントの開催に努めます。

総合型地域スポーツクラブの活動に協力し、種目、世代間のスポーツ交流を推進します。



総合型スポーツクラブ設立記念行事・リレーでマラソン